

③ 今次の欽差の内官柴山・内使阮漸等の公幹の来船三隻に附搭し、
装載して京に赴き、進用せしむ。如し用に堪うるを蒙れば、内む
るを乞う。前次に照依して只だ内官一員柴山のみを差わして海船
一隻に坐駕し、国に到るの日、随即到採辦して装載し進用せしむ
れば、遅慢を致さざるに庶幾からん。此の為に、合行に移咨すべ
し。今、長史程安を遣わし齎捧せしむるの外、咨して施行を請う。
須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）四月初十日

咨

注 (1) 先ごろ欽差の内官柴山 柴山の宣徳二年の来疏。二度目にあ

たる。(二二〇六) (二六〇八) (二六一四) 参照。

(2) 浅窄 (奥行きが) 浅くてせまいこと。

(3) 今次 宣徳五年に来疏。三度目にあたる。(二〇一〇八) (二
二〇八) (二二〇九) (二六一五) 参照。

(4) 内むるを乞う 以下に文章の混乱があると思われる。

(5) 程安 『明実録』正統元年二月丁巳・十二年二月甲辰の条に
入貢の記事がある。

1-16-17

国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、海船
の修理を請う事、暦日の事の咨（一四三一、九、六）

琉球国中山王、慶賀等の事の為にす。

今、合に行うべき事件を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく
咨に至るべき者なり。

計四件

一件、慶賀の事。今、使者漫泰来結制等を遣わし、使者南者結
制等と共に、共に表文一通を齎捧し、京に赴き、宣徳七年（一四
三二）の正旦令節を慶賀せしむ。及び荒字等号海船三隻に坐駕し、
共に馬五十五匹・硫黄一万斤を装載す。咨して進取を請う。

一件、船隻の事。所擬の使者漫泰来結制等、告称すらく、今駕
去せる荒字号海船一隻、永楽年間より貢物を装載し海道を歴渉す。
経に今、年久しく、船身並びに貢具、俱に各々旧損す、と。切に
卑国の物料の艱難にして修理する能わざるに縁り、合に咨して、
官、為に修理し堅固ならしめ回国して以て下年の輸貢の便益に備
うるを賜うを乞うべし。

一件、番貨の事。今去く各船の卑爵の附搭の蘇木は、煩為わく
は、具奏して免抽し、絹匹を給価せんことを。咨して施行を請う。

一件、暦日の事。近ごろ礼部の咨を准くるに、欽依して宣徳六
年の大統暦日一百本、内、黄綾面一本を頒賜し、差来の使者魏古

渥制等に給付して収領し回国せしむ、とあり。欽遵して領受し施行するの外、理として合に咨して知会を請うべし。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三一）九月初六日

咨

一起三隻 正通事林喜 表を齎す

荒字号船 硫黄一万斤・馬五匹

永字号船 馬二十五匹

義字号船 馬二十五匹

注* 『明実録』宣徳七年三月己巳・丙子・甲申の条に漫泰来結制の入

頁、同年六月甲午・乙巳の条に南者結制の入貢の記事があり、また同年六月辛丑・甲寅の条に歩馬結制の入貢の記事もある。

(1) 正旦令節 正月に百官が朝賀する儀式。

(2) 貢具 船上で用いる器具（『清代六部成語詞典』天津人民出版社、一九九〇年）。楨具・楨棋も同じ。

(3) 林喜 久米村林氏の元祖。もと福建福州府閩県林浦の人と伝える（『家譜（二）』九一七頁）。

1-16-18

国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、海船の修理を請う事、
謝恩船の遭難の事の咨（一四三一、九、六）

琉球国中山王尚（巴志）、進貢等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。

須らく咨に至るべき者なり。

計六件、三件は前に在り

一起 三隻船

天字号船 硫黄五千斤 馬一十五匹
通事李同保

安字号船 馬二十五匹 通事馬俊

地字号船 硫黄一万斤 馬一十五匹
通事陳康

一件、進貢の事。今、使者阿蒲察都等を遣わし、使者阿普尼是等と与同に、共に表文一通を齎捧し、及び天字等号海船三隻に坐駕し、馬五十五匹・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。近ごろ、使者阿普尼是等の告に拠るに称すらく、今駕去せる安字号海船一隻、宣徳五年（一四三〇）の間、欽依して、原福建鎮東衛にて撥与せる船隻に係わり、往来進貢するを蒙る。切に見るに、本船は、海道を経渉し、多く海虫の蛀損を被る。船身は漏水し、並びに楨具は俱に各々損壞す。告して施行